

石川県公報

平成 26 年 6 月 30 日 (月曜日)

号 外

(第 62 号)

目 次

規 則	
○石川県恩給支給規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1	○石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を 改正する規則 (厚生政策課) 1

規 則

石川県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十七号

石川県恩給支給規則の一部を改正する規則

石川県恩給支給規則(昭和三十年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第四十一条の二中「総務省人事・恩給局長」を「総務省」に改める。

第四十五条の二中「総務省人事・恩給局長」を「総務省」に、「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県恩給支給規則の規定は、平成二十六年五月三十日から適用する。

石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十八号

石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(石川県事務委任規則の一部改正)

第一条 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第一号2中「変更」の下に「並びに扶養義務者への通知」を加え、同号7中「関する」を「対する報告の徴収、」に、「または」を「又は」に、「変更停止若しくは廃止」を「変更、停止若しくは廃止並びに扶養義務者への報告の徴収」に改め、同号中17を20とし、16を19とし、19の前に次のように加える。

17 第七十八条の規定による費用等の徴収

18 第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出に係る徴収金の徴収

別表第二保健福祉センター所長の項第一号中15を削り14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を13とし、10の次に次のように加える。

11 第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給

12 第五十五条の五の規定による報告の徴収

別表第二保健福祉センター所長の項第九号1中「変更」の下に「並びに扶養義務者への通知」を加え、同号6中「関する」を「対する報告の徴収、」に改め、「廃止」の下に「並びに扶養義務者への報告の徴収」を加え、同号13中「不正な手段をもって支援給付を受け、又は受けさせた者からの費用の徴収処分」を「費用等の徴収」に改め、同号中15を16とし、14を15とし、13の次に次のように加える。

- 14 第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第七十八条の二第二項及び第二項の規定による申出に係る徴収金の徴収

(生活保護法施行細則の一部改正)

第二条 生活保護法施行細則(昭和二十八年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「生活保護費支給台帳」を「保護金品支給台帳」に改め、同条第二項第一号中「受付簿」を「面接受付簿」に改める。

第五条中「第二十四条第一項及び第五項」を「第二十四条第三項及び第九項」に、「及び別記第十九号様式による」を「又は別記第十九号様式によるものとする」に改める。

第七条中「又は別記第二十二号様式」を削る。

第八条中「別記第二十三号様式」を「別記第二十二号様式」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第二十四条第八項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、別記第二十三号様式によるものとする。

3 法第二十八条第二項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別記第二十四号様式によるものとする。

第九条中「、又は」を「、若しくは」に、「若しくは」を「、又は」に、「別記第二十四号様式」を「別記第二十五号様式」に改める。

第十条第一項中「被保護者」を「被保護者等」に、「給付」を「交付」に、「当該被保護者」を「当該被保護者等」に改め、同条第二項中「被保護者」を「被保護者等」に、「給付」を「交付」に、「町村長」を「町長」に、「別記第二十五号様式」を「別記第二十六号様式」に、「当該町村長」を「当該町長」に改める。

第十一条第一項中「別記第二十六号様式」を「別記第二十七号様式」に改め、同条第二項中「別記第二十七号様式」を「別記第二十八号様式」に改める。

第十二条中「別記第二十八号様式」を「別記第二十九号様式」に改める。

第十三条中「別記第二十九号様式」を「別記第三十号様式」に改める。

第十四条中「市町村」を「市町」に改める。

第十五条の見出しを「(利用被保護者状況変更届書)」に改め、同条中「別記第三十号様式」を「別記第三十一号様式」に改める。

第十六条第一項中「別記第三十一号様式」を「別記第三十二号様式」に改め、同条第二項中「別記第三十二号様式」を「別記第三十三号様式」に改める。

第十七条中「別記第三十三号様式」を「別記第三十四号様式」に改める。

第十九条の次に次の四条を加える。

(就労自立給付金申請書)

第二十条 施行規則第十八条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給の申請書は、別記第三十五号様式によるものとする。

(就労自立給付金決定調書)

第二十一条 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、別記第三十六号様式によるものとする。

(就労自立給付金決定通知書)

第二十二条 法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給決定の通知は、別記第三十七号様式により行うものとする。

(徴収金等納入申出書)

第二十三条 法第七十八条の二第二項又は第二項の規定により保護金品(金銭給付によつて行うものに限る。)又は就労自立給付金から法第七十八条に基づき徴収金の納入に充てる旨の申出書は、別記第三十八号様式によるものとする。

別記二号様式から別記第六号様式までを次のように改める。

第 2 号様式 (第 2 条関係)

保 護 台 帳
(世 帯 現 況)

世 帯 主 氏 名		調 整 年 月 日	年 月 日
		保 護 開 始 年 月 日	年 月 日

福祉コード	ケース番号	担当者コード	世帯級地	地区コード	住 所 コ ー ド
本 籍 地		居 住 地 現 在 地	石川県 市 郡 町 番地 (方)	居 住 の 始 期	年 月 日

世帯 員番 号	氏 名	続柄	性別	年 齢	生年月日	学 歴	心身の 状 況	手 帳 の 保 有 状 況	職 業	
									特殊技能	現 職
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

資 産 の 調	内 容	見積額	処分の可否	負 債 の 調	種 類	金 額	契 約 の 内 容
	土 地 家 屋 そ の 他						

保有を容認していない資産への63条通知年月日 年 月 日

保 護 歴	自 至	: :	扶 助 種 別	生 住 教 介 医	理 由
	自 至	: :	扶 助 種 別	生 住 教 介 医	理 由

住 居 の 状 況	自家借家 (間)の別	規模構造	建坪	畳数別 室 数	衛 生 状 態	水 道 設 備	貸 間 の 有 無 及 び そ の 広 さ
					良 不 良	有 無	

扶 養 義 務 者 の 状 況	氏 名	続柄	性別	年 齢	住 所	扶 養 能 力 の 有 無 及 び 扶 養 の 程 度

備 考

第 3 号様式 (第 2 条関係)

保 護 決 定 調 書																																																												
地区名		ケース番号		世 帯 主 名				支払方法		異 動 内 容		適 用 年 月 日																																																
申請受理簿			番号登録簿			金品支給台帳			統計資料		医 療																																																	
決 裁	部 長	次 長	課 長	係 長	担当員		起案年月日		決裁年月日		発送年月日																																																	
	保 護 決 定 何 調書のとおり決定し例文により通知してよろしいか。																																																											
開 廃 等 の 理 由 ・ 通 知 案																																																												
最 低 生 活 費 認 定 欄																																																												
No.	名 前	性別	年齢	基 準 生 活			第一類費	加 算	加算額計	学年	基準額 (学級費含)	授業料	給食費	通学費	給付金																																													
				生活	級地	冬																																																						
生活基準 (調整額)		加算額計		二類居宅 (調整額)		二類別居 (調整額)		冬期居宅 (調整額)		冬期別居 (調整額)		期末居宅		期末別居		生活費計		施 設 事務費計		介護保険加算 (再掲)																																								
収 入 充 当 内 訳 欄																																																												
No.	名 前	収入金額 (1)	収入金額 (2)	収入金額 (3)	収入金額 (4)	収入金額 (5)	手 持 金		未 成 年	新 規	実費控除	特 別 徴収額	基礎控除	他控除	認定額																																													
扶 助 額 決 定 欄																																																												
種類	最低生活費	収入充当額	扶助額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">一時扶助内訳 (再 掲)</td> <td>生 活</td><td>住 宅</td><td>教 育</td><td>介 護</td><td>医 療</td><td>出 産</td><td>生 業</td><td>葬 祭</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: right;">一時扶助継続認定額</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												一時扶助内訳 (再 掲)	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭										一時扶助継続認定額																										
一時扶助内訳 (再 掲)	生 活	住 宅	教 育													介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭																																								
一時扶助継続認定額																																																												
生活																																																												
住宅																																																												
教育																																																												
生業																																																												
合計																																																												
一時																																																												
種 類	生 活	住 宅	教 育	生 業	一 時	合 計	本人支払	収入充当合計	本人支払充当	施設事務費	事務費追求																																																	
月分支給額																																																												
月分支給額																																																												
月分支給額																																																												

第 4 号様式 (第 2 条関係)

保 護 金 品 支 給 台 帳

地 区 (町村)	定 例 支給日			日	ケ ー ス 番 号		被保護 世帯 氏名	
月 別	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶 助	扶 助	扶 助	合 計	摘 要
月分	円	円	円	円	円	円	円	
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								

支給月日	品 目	数 量	金 額	摘 要
			円	
支給上の 注意事項				

第 6 号様式 (第 2 条関係)

面 接 受 付 簿

整理番号	面接 月 日	来訪者氏名	要保護者氏名	来 訪 目 的 (相談内容)	相談結果等

別記載十字継ぎ目 「 受給者 公 布 診療月 番号 年月日 」 (年 月分) 「 受給者 公 布 診療月 番号 年月日 」 に添付。

第12号様式 (第4条関係)

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ					現在のところに住み始めた時期 年 月 日					※保健福祉センター 受付年月日
家 族 の 状 況	人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
	1		世帯主							
	2									
	3									※町役場 受付年月日
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
家族のうち別なところに住 んでいる者があるときはそ の名前と住んでいるところ										
資産の状況 (別添1)			収入の状況 (別添2)			関係先照会への同意 (別添3)				
援 助 を し て く れ る 状 況	世帯主又は家族との関係		氏 名	住 所		今まで受けた援助 及び将来の見込				
保護を申請する理由 (具体的に記入して下さい。)										
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 ㊟ 保護を受けようとする者との関係 保健福祉センター所長 様										

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は、保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定により処罰されることがあります。

別記第十1号様式(別添1)(縦罫)中「保健福祉センター所長殿」を「保健福祉センター所長様」に改め

土 地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地
	(2) 田 畑	有・無			
	(3) 山 林 そ の 他	有・無			
建 物	(1) 持 家 借 家 ・ 借 間 居住用 (いずれかを○で 囲んで下さい。)		延面積	所有者氏名	所 在 地 (家賃 円)
	(2) そ の 他	有・無			

を

土 地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(2) 田 畑	有・無				
	(3) 山 林 そ の 他	有・無				
建 物	(1) 持 家 借 家 ・ 借 間 居住用 (いずれかを○で 囲んで下さい。)		延面積	所有者氏名	所 在 地 (家賃 円)	抵当権 有・無
	(2) そ の 他	有・無				

に改める。

別記第十1号様式(別添1)(縦罫)中「保健福祉センター所長殿」を「保健福祉センター所長様」に改め、
同様式(別添1)(縦罫)中「働いていないもの」を「働いて得た収入がない者」に、「働けない理由」を「働いて
得た収入のない理由」に改める。

別記第十1号様式(別添2)を次のように改める。

(別添 3)

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項（保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）につき、貴保健福祉センターが官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴保健福祉センターの調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

年 月 日

住所

氏名

印

保健福祉センター所長 様

別記第十三号様式中「殿」を「様」と、「葬祭年月日」を「葬祭予定日」と改める。
別記第十四号様式を次のように改める。

第14号様式 (第4条関係)

給 与 証 明 書

年 月 日

事務所 (雇主) 住 所
氏 名

㊟

保健福祉センター所長 様
下記のとおり証明します。

No. _____

氏 名			(歳)	職名及び	
住 所				職務内容	
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給 (日 分)			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当			失 業 保 険 料	
	手 当				
	小 計 (イ)				小 計 (ロ)
差 引 支 給 額 (イ) - (ロ)			摘 要		
前 2 月 の 手 取 額	月 分	月 分			
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから御注意下さい。					

別記第十五号様式中「建物の規模」を「建物の規模構造」とし

単 価	数 量	金 額
-----	-----	-----

単価×数量=金額

単 価	数 量	金 額
-----	-----	-----

に改め、「㊟」及び「註 修理図面 (修理の程度を判断し得る平面図立体図) を添

付すること。」を削除する。

別記第十六号様式中「生業内容」を「生業計画の内容」とし「生業に必要な資金、器具等」を「生業に必要なものの品と金額」に改める。

別記第十七号様式から別記第十九号様式までを次のように改める。

第17号様式 (第5条関係)

年 月 日

様

保健福祉センター所長 ㊟

保 護 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 保護の種類及び程度

(1) 種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	扶助	計
(2) 程 度	円	円	円	円	円	円	円
(3) 介護扶助自己負担額	円 (事業者名) 円 (事業者名) 円 (事業者名)						
(4) 医療扶助自己負担額	円						

2 保護の開始時期 年 月 日

3 保護の方法

教育扶助中の 費は学校長渡しとする。

4 保護を決定した理由

5 扶助金の支給日及び支給場所

6 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として (訴訟において県を代表する者は知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 扶助金を受け取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから、忘れないように持参して下さい。

(注) この通知書は、変更の場合にも用いるものとする。

第18号様式 (第5条関係)

年 月 日

様

保健福祉センター所長 ㊤

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として (訴訟において県を代表する者は知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

第19号様式 (第5条関係)

年 月 日

様

保健福祉センター所長 ㊦

保 護 廃 止 決 定 通 知 書
停 止

年 月 日付け第 号により決定し通知した生活保護法による保護を、下記のとおり
廃止 したから通知する。
停止

記

- 1 廃止 した保護の種類
停止
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理 由

(備考) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として (訴訟において県を代表する者は知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第11号様式を次のように定める。

第20号様式 (その 1) (第 6 条関係)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付第</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">号</td> </tr> </table>	年	月	日	交付第	号		<p>検 診 命 令 書</p>	<p>年 月 日</p>
年	月	日						
交付第	号							
<p>検診を受ける者の 居住地及び氏名</p>	<p>様</p>	<p>保健福祉センター所長 印</p>						
<p>下記により検診を受けて下さい。</p>								
<p>1 検診を受ける日時</p>								
<p>2 検診を受ける場所</p>								
<p>3 検診を行う医療機関の名称 所在地及び担当医師等氏名</p>								
<p>4 備 考</p>								
<p>(注意)</p>								
<p>1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。</p>								
<p>2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。</p>								
<p>3 この検診を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。</p>								
<p>4 この検診命令について疑問がある場合には、保健福祉センターに相談して下さい。</p>								

石川県保健福祉センター (NCS) の窓口で検診を受けること

第20号様式 (その 2) (第 6 条関係)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付第</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">号</td> </tr> </table>	年	月	日	交付第	号		<p>検 診 料 請 求 書</p>	<p>年 月 日</p>
年	月	日						
交付第	号							
<p>保健福祉センター所長 様</p>	<p>医療機関の所在地 名 称</p>	<p>印</p>						
<p>医療機関の長又は 開設者の氏名</p>								
<p>下記のとおり請求します。</p>								
受 診 者			居 住 地					
請 求 額	受 診 料	点	(検査名等)					
	料	点						
	料	点						
	合 計	点				円		
振 込 先	金 融 機 関 名	店 舗 名	預金種別	口 座 番 号				
	銀行 金庫 組合	本店 支店	普通 当座					
口 座 名 義 人								
フリガナ								

(注) この請求書により直接保健福祉センター所長あてに請求して下さい。

第20号様式（その3）（第6条関係）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">交付第</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> </table>	年	月	日	交付第		号	<p>検 診 書</p>	
年	月	日						
交付第		号						
<p>検診を受ける者の 居住地及び氏名</p> <p style="text-align: right;">歳 男・女</p>								
<p>保健福祉センター所長 様</p>								
		年 月 日						
<p>医療機関の所在地及び名称 院（所）長名</p>								
		担当医師 ⑩						
<p>上記の者に対する検診結果は、次のとおりです。</p>								
1 傷病名								
2 病 状								
3 診察の要否、診療の方法等に関する意見								
<p>※ 地区担当員 記 事</p>								
		職 氏 名 ⑩						
<p>※ 保健福祉センター 嘱託医意見</p>								
		嘱託医 氏 名 ⑩						
<p>(注) この検診書は、保健福祉センター所長あてに直接送付して下さい。</p>								

別記第111号様式から別記第113号様式おじを次のものに改める。

第21号様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

保健福祉センター所長 印

生活保護法第29条の規定による調査について (依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法 (以下「法」という。) 第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定により、下記の事項について照会します。

なお、当保健福祉センターにおいて入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

記

(参考)

[生活保護法]

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況 (生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 (略)

2～10 (略)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第3条第2項に規定する共済組合等 (次項において「共済組合等」という。) に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

[生活保護法施行令]

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

第22号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

保健福祉センター所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について (照会)

あなたの にあたる さん (住所) は生活保護法による保護を申請して (受けて) いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

つきましては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

[生活保護法]

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 (略)

[民法]

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 (略)

(別紙)

扶 養 届 書

年 月 日

保健福祉センター所長 様

扶養義務者 郵便番号 ー
 住 所
 氏 名
 電話番号 ー ー

先に照会のあつた に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

精神的な支援 … 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 ー ー)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由 :)
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月 (年) ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ 円 を送付します。 ② 物品により毎月 (年) を 程度送付します。 ③ 氏名 を引き取ります。 ④ その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額	
	本人				円	
上記のうち についての						
①税法上の扶養控除を受けている者の氏名						
②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)						
(2) 資産の状況	有・無	① 家屋 m ² (坪)	② 宅地 m ² (坪)	③ 田畑 m ² (坪)	④ 山林等 m ² (坪)	
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月 (年) 額	返済の終了予定		
		住宅ローン	円			
		その他 ()	円			
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 () ④その他 ()					
	上記で①以外に加入している場合 については被扶養者として					
	①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり					

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 2 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。

第23号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

保健福祉センター所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる さんに対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので、生活保護法第24条第8項の規定により通知します。

氏 名	
保護の開始の申請があつた日	

(参考)

[生活保護法]

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 (略)

第24条 (略)

2～7 (略)

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9～10 (略)

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

[民法]

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 (略)

別記第211号様式を別記第214号様式とし、別記第211号様式を別記第211号様式とし、別記第211号様式を別記第211号様式とする。

別記第210号様式中「殿」を「様」と、「被保護者状況変更報告書」を「利用被保護者状況変更届書」と、「報告し出す」を「届け出ます」と、「才」を「歳」に改め、同様式を別記第211号様式とする。

別記第219号様式を別記第210号様式とし、別記第214号様式から別記第218号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第213号様式の次に次の1様式を加える。

第24号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

保健福祉センター所長 印

生活保護法第28条第2項の規定による報告について (依頼)

あなたの にあたる さん (住所) は生活保護法による保護を申請して (受けて) いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなつています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に出会っているなど実際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

[生活保護法]

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 (略)

第28条 (略)

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 (略)

[民法]

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 (略)

別記第24号様式に次の回答を返す。

第35号様式 (第20条関係)

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏名



保健福祉センター所長 様

第36号様式 (第21条関係)

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書									
ケース番号		対 象 者 氏 名					世 帯 構 成		
決 裁	年 月 日		稟 議	所 課 長 長	指 導 員	施 行	起 案		年 月 日
							担 当 員		
就労自立給付金決定伺 調書のとおり決定してよろしいか。なお、御決裁の上は例文により通知してよろしいか。									
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄									
算定対象期間		収入充当額		算定率		積 立 額			
				積立合計額					
				上 限 額					
				支 給 額					
決 定 理 由									
支 給 日 及 び 支 給 方 法									

第37号様式 (第22条関係)

第 号
年 月 日

様

保健福祉センター所長 印

就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したことから通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として (訴訟において県を代表する者は知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

第38号様式(第23条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定により、交付される保護金品等(保護金品(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条の規定による徴収金のうち貴保健福祉センターと協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって納入に充てる旨を下記内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条の規定による徴収金は、必ず全額納入しなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と保健福祉センターに判断される場合があること
- 徴収金の納入に際して、一括して納入することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から納入に充てること

年 月 日

住所

氏名

印

保健福祉センター所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等から毎月 円を 年 月 日付けで費用徴収決定通知のあつた法第78条の規定による徴収金の納入に充てるものとします。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所定の調整をして使用することとなる。